

秋田県条例第十五号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条を次のように改める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十二条 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は同令第百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定小規模多機能型居宅介護等（同令第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は同令第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通りサービス（同令第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当生活介護と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（同令第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第六十三条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「指定小規模多機能型居宅介護のうち規則で定めるもの」を「指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六十三条第五項又は第百七十一条第六項に規定する宿泊サービスを行う。）」に改める。

附則第二項の見出し中「旧指定共同生活援助」を「指定共同生活援助」に改め、同項中「（以下「旧指定共同生活援助」という。）」を削り、「を行うこと」を「（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」を行うこと」に改める。

附則第三項の前の見出し、同項及び附則第四項を次のように改める。

（地域移行支援型ホームに関する特例）

3 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第百十六条の三第一項（第百十八条の七において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

一 当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第二項第二号の規定により県が定める区域とする。）及び県全体における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量がいずれも事業を開始する時点において同条第一項の規定により県が定める計画で定められた当該区域及び県全体の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合に、当該区域内において事業を行うものであること。

二 当該病院の精神病床（医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床をいう。）の減少を伴うものであること。

4 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）において指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その利用者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

附則に次の二項を加える。

5 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

6 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるように適切な支援を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。